

平成19年7月17日
経済産業省
原子力安全・保安院

平成19年新潟県中越沖地震における東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所6号機の放射性物質の漏えいについて

原子力安全・保安院は、平成19年7月16日、東京電力(株)から、柏崎刈羽原子力発電所6号機の放射性物質の漏えいについて、以下のとおり報告を受けた。

(東京電力(株)からの報告内容)

7月16日に発生した平成19年新潟県中越沖地震において、定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所6号機の原子炉建屋3階及び中3階の非管理区域で漏えい水があることを確認した。漏えい水を調査した結果、3階では、漏えい水が約0.6リットル、放射エネルギーが約 2.8×10^2 Bq、中3階では、漏えい水が約0.9リットル、放射エネルギーが約 1.6×10^4 Bqであった。

また、当該非管理区域からの漏えい水が発電所内の排水経路を通じて海に放出されていたことを確認した。その量及び放射エネルギーは約 1.2 m^3 、約 6.0×10^4 Bqと推定している。

東京電力(株)は、当該放射性物質が希釈によって3月間あたりの周辺監視区域外の濃度として、 2×10^{-10} Bq/cm³以下と推定している。この値は告示に基づく3月間あたりの周辺監視区域外の放出濃度限度である 0.2 Bq/cm^3 を十分下回るものと評価している。

(原子力安全・保安院としての評価)

放射性物質を含む漏えい水の放出が現在止まっていることを保安検査官が確認しました。

また、東京電力(株)の推定が妥当であることを確認しました。

東京電力(株)に対しては、引き続き、周辺監視区域外への放出がないように厳重な管理を求めるとともに、厳格な報告体制の確立と、本事象についての原因究明及び再発防止を早期に行うよう指示しました。

【本発表資料のお問い合わせ先】

原子力安全・保安院

原子力防災課原子力事故故障対策室 森田、松橋

電話：03 - 3501 - 1511 (内) 4911

03 - 3501 - 1637